

四日市市選管告示第52号

令和5年5月28日執行予定の桜財産区管理委員選挙における投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和5年5月10日

四日市市選挙管理委員会委員長 渡邊 八尋

桜投票区投票所	四日市市桜町1257番地	四日市市立桜小学校体育館
桜台投票区投票所	四日市市桜台一丁目32番地	四日市市立桜台小学校体育館
桜花台投票区投票所	四日市市桜花台二丁目40番地	桜花台コミュニティセンター

(選挙管理委員会事務局)